

From: 安心・安全制度推進室 <kyosai@scout.or.jp>
Sent: Friday, November 13, 2020 11:23 AM
To: info@bs-shizuoka.com
Cc: t-muramatsu@sf.tokai.or.jp; kawashima_ichiro@yahoo.co.jp
Subject: Re: そなえよつねに共済請求について(お尋ね)

静岡県連盟事務局

瀧島三郎 様

いつも大変お世話になっております。

お問い合わせいただきました件、

以下①から④のいずれかに該当される場合には、診断書をご提出いただきますが

該当しない場合には、医療機関が発行する診察券及び治療費の領収書や診療明細書（いずれもコピー可）等

入通院された日数が客観的に判断できる資料での共済金の請求が可能です。

① お支払いする共済金の合計金額が10万円以上の場合

（入院共済金（日額4,000円）、通院共済金（日額2,000円）、手術共済金（6万円）の合計が10万円以上の場合を指します。）

② 治療にあたりギプス等の固定具を常時装着した結果、日常生活等に著しい支障が生じた場合

③ 治療にあたり入院を伴う手術を要した場合

④ 当該事故以前にすでに他の疾病や障害があり、今回の事故によるケガの治療と同時にその治療を行っている場合

どうぞよろしくお願い致します。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

そなえよつねに共済

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟

安心・安全制度推進室 原島

〒112-0004 東京都文京区後楽2-3-28 KIS飯田橋3F

Tel:03-5652-2945 Fax:03-5803-9732

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

2020年11月13日(金) 10:51 <info@bs-shizuoka.com <mailto:info@bs-shizuoka.com> >:

日本連盟 安心・安全制度推進室 御中

いろいろとお世話になります。

下記の問い合わせがありましたので、ご回答願います。

ワクワク自然体験あそび等でケガにより保険の申請をする際に

診察費用が診断書より少額の場合、保険申請せず団で診察費を負担する

ことが懸念される。

領収書の添付だけで良いか。

診断書等不要で申請する方法等ありましたらお知らせ下さい。

お手数ですが、宜しく願います。